NPO法人ハッピーマン	福岡県福岡市中央区天神四丁目一番二四号東洋天神ビル四F	大野　真司	平成二十二年四月十六日から平成二十七年四月十五日まで
特定非営利活動法人ふるさと東京を考える実行委員会	東京都江戸川区中葛西六丁目七番一二号ビッグバン株式会社内	関口　雄三	平成二十二年四月十六日から平成二十七年四月十五日まで

二　別表特定非営利活動法人きょうとグリーンファンドの項中「平成二十二年四月三十日」を「平成二十七年四月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本の項中「平成二十二年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

○厚生労働省告示第百八十九号

次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第1A第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十二年四月十五日　厚生労働大臣　長妻　昭

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
わた	除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統と除草剤グルホシネート耐性ワタLLCotton25系統を掛け合わせた品種	バイエルクロップサイエンス株式会社

○厚生労働省告示第百九十号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月十五日　厚生労働大臣　長妻　昭

登録養成施設の名称及び所在地	登録年月日
宮崎大学農学部植物生産環境科学科食品衛生コース 宮崎県宮崎市学園木花台西一丁目一番地	平成二十二年二月三日
宮崎大学農学部海洋生物環境学科食品衛生コース 宮崎県宮崎市学園木花台西一丁目一番地	
宮崎大学農学部畜産草地科学科食品衛生コース 宮崎県宮崎市学園木花台西一丁目一番地	
九州産業大学工学部物質生命化学科食品衛生管理者等任用資格コース 福岡県福岡市東区松香台二丁目三番一号	

○厚生労働省告示第百九十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二十一項から第二十三項までの規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月十五日　厚生労働大臣　長妻　昭

第1中「第６条第20項」を「第６条第21項」に改める。

第2中「第６条第21項」を「第６条第22項」に改める。

第3中「第６条第22項」を「第６条第23項」に改め、15を18とし、7から14までを二つ繰り下げ、6の次に次のように加える。

7　インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH５N１であるものに限る。）rg　A／bar-headed goose／Qinghai　lake／1a／05〔R〕６＋２（163222）

8　インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH５N１であるものに限る。）rg　A／whooper swan／Mongolia／244／05〔R〕６＋２（163243）

9　インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH５N１であるものに限る。）A／Anhui／01／2005（N５H１）（Anhui　01／PR８－RG５）

○農林水産省告示第六百十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関を登録したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月十五日　農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録年月日及び登録番号

平成二十二年三月三十一日　第二十六号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

ワンサート株式会社　アメリカ合衆国　ネブラスカ州　リンカン市　Bストリート　二千六百一の一

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

アメリカ合衆国　ネブラスカ州　リンカン市　Bストリート　二千六百一の一

○農林水産省告示第六百十六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十二年四月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

新潟県中つるね地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱八号までを順次結んだ線及び標柱八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

新潟県小千谷市大字稚生

字登り立　丁一二七一番一　標柱一号
丁一二六七番　標柱二号
字姥ヶ平　丁一四七六番　標柱三号
字中ツル子　丁一一七番　標柱四号
字大白倉　丁一七〇〇番一　標柱五号
標柱六号
標柱七号
標柱八号

字堂ヶ沢　丁一三五三番一

和歌山県萬歳地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱十八号までを順次結んだ線及び標柱十八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

和歌山県新宮市熊野川町日足

字萬歳　一六五番一　標柱一号
標柱二号
字炭竈　一六三番一　標柱三号
標柱四号
標柱五号
字萬歳　一六五番一　標柱六号
標柱七号
字加々栗　一七三番　標柱八号
標柱九号
字金割　一七一番　標柱十号
標柱十一号
標柱十二号
標柱十三号
字萬歳　一六五番一　標柱十四号
標柱十五号
標柱十六号
標柱十七号
標柱十八号